

**令和 9 ・ 1 0 年度
入札参加資格審査
(定期申請) の手引き
【建設工事】**

令和 8 年 10 月
塩谷広域行政組合総務課

【1】資格要件

次の（１）から（６）までの全ての要件を満たす場合に、入札参加資格の審査を受けることができます。

- （１）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていること。

※ 受任者を置く場合、受任営業所において申請業種に係る建設業の許可が必要です。

- （２）経営事項審査を受審し、入札参加資格審査申請をした業種について、申請日時点で有効な総合評価値の通知を受けていること。

- （３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しないこと。

- （４）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に該当しないこと。

- （５）国税（法人は法人税及び消費税、個人は申告所得税及び消費税）、栃木県税及び当組合構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町及び高根沢町）の市（町）税に未納がないこと。

- （６）社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入でないこと。

※適用除外の場合は除く。

【2】申請手続等

1 受付期間

令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 21 日（月）まで

2 有効期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（令和 9・10 年度）

3 申請書類の提出方法

- （１）提出方法

次の①、②のいずれかの方法で提出してください。

- ① 持参（土・日・祝日を除く 9：00～12：00、13：00～16：30）

- ② 郵送（令和 8 年 12 月 21 日必着。当日消印は認めません。）

※ 入札参加資格申請書〔建設工事〕（様式第 1 号）は、紙だけではなく、Excel データの提出も必要になります。

※ 書類到着確認や受付確認のはがき、受付票等は返送しませんので、同封しないでください。なお、入札参加資格審査の結果を送付しますので、返信用封筒を同封してください（【3】提出書類一覧 No.14）。

(2) 郵送の場合の注意点

- ① 封筒表面に「**建設工事入札参加資格申請書類在中**」と朱書してください。
- ② 書類の到達が確認できる方法（簡易書留、レターパック等）で発送してください。

4 申請書類のまとめ方

「【3】提出書類一覧」の書類1～13を番号順に並べ、縦型A4フラットファイルに綴り、提出してください。

フラットファイルの背表紙に「商号又は名称（例：〇〇株式会社）」を記載してください。

5 申請書類の提出先

(1) 申請書類

〒329-1572

栃木県矢板市安沢 3622 番地 1

塩谷広域行政組合 総務課企画財政係

(2) 電子データ（入札参加資格申請書〔建設工事〕（様式第1号）のExcelデータ）

E-mail : shioyakouiki-sankashinsei@outlook.jp

※ 必ずExcelデータを提出してください。

※ メールの件名は、申請者の「商号又は名称（例：〇〇株式会社）」としてください。

※ 電子データの代表者印の印影は、不要です。

【3】提出書類一覧

(○：必ず提出が必要な書類 △：該当する場合に提出が必要な書類)

No.	書類の名称	管内	管外	備 考
1	建設工事チェックリスト	○	○	申請者が自己チェックしていただき、必ず提出してください。
2	入札参加資格申請書〔建設工事〕 【様式第1号】	○	○	紙と Excel データを両方提出してください。 データの提出先 shioyakouiki-sankashinsei@outlook.jp
3	委任状〔建設工事〕 【様式第2号】		△	年間を通じて取引に関する権限を委任する者（受任者）を置く場合のみ提出してください。
4	使用印鑑届〔建設工事〕 【様式第3号】	△	△	入札、契約、請求等について、代表者印（受任者印）以外の印鑑を使用する場合のみ提出してください。
5	①営業所一覧表 ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		△	受任者を置く場合のみ提出してください。 ※建設業の許可行政庁に提出した①、②の書類が必要です。事業者が独自に作成した書類では受付できません。
6	経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し	○	○	入札参加資格の申請日時点において有効な直近の通知書を提出してください。
7	税務署発行の納税証明書の写し ※申請日前3か月以内に発行されたもの	○	○	法人：法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3又は様式その3の3） 個人：申告所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書（様式その3又は様式その3の2）
8	県税全税目納税証明書（完納証明書）の写し ※申請日前3か月以内に発行されたもの	○	△	管内業者：必ず提出してください。 管外業者：栃木県に納税義務を有する場合（栃木県内に営業所を有している等）は提出してください。

※管内業者：構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）に主たる営業所を有する事業者

(○：必ず提出が必要な書類 △：該当する場合に提出が必要な書類)

No.	書類の名称	管内	管外	備 考
9	市税・町税の全税目納税 証明書（完納証明書）の 写し ※申請日前3か月以内に 発行されたもの	○	△	管内業者：必ず提出してください。 管外業者：構成市町（矢板市、さくら市、塩 谷町、高根沢町）に納税義務を有 する場合（管内に営業所を有して いる等）は提出してください。
10	①最新の健康保険及び厚 生年金保険の領収証書 ②最新の雇用保険の領収 証書及び労働保険概算 確定保険料申告書	△	△	経営事項審査制度の令和8年7月改正に伴 い、今回から提出が必要になりました。 適用除外の場合は、提出は不要です。
11	工事経歴書	○	○	申請日直前の1営業年度分を提出してくださ い。（直近に建設業許可行政庁へ提出したも のの写し可）
12	技術職員名簿の写し	○		管内業者のみ提出してください。
13	栃木県一般競争（指名競 争）入札参加資格及び格 付決定通知書の写し	△	△	栃木県に入札参加資格登録がある場合のみ提 出してください。
14	返信用封筒 【定型 長型3号】	○	○	入札参加資格審査結果の返送用封筒です。 郵便番号、住所、業者名、担当者名を記入 し、110円切手を貼付してください。

※管内業者：構成市町（矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町）に主たる営業所を有する事
業者

【４】申請書類提出後の注意事項

1 申請内容に変更が生じた場合

速やかに変更届及び必要書類を提出してください。

変更手続については、「入札参加資格の変更申請等について【建設工事】」を確認してください。

2 新しい審査基準日の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書」が交付された場合

速やかに写しを提出（郵送・メール・FAX 可）してください。

なお、有効期限が過ぎると、建設業法の規定により入札や契約ができません。

3 令和 9・10 年度の「栃木県一般競争（指名競争）入札参加資格及び格付決定通知書」が交付された場合

速やかに写しを提出（郵送・メール・FAX 可）してください。

【５】よくある質問

Q 1 登記上と主たる営業所の住所が異なる場合、申請書にはどちらの住所を記載しますか？

A 1 建設業の許可行政庁へ届出をしている「主たる営業所」の住所を記載してください。

なお、受任者を置く場合の受任営業所の所在地は、許可行政庁へ届出をしている「従たる営業所」の住所を記載してください。

Q 2 本社で「土木一式」、受任営業所で「舗装工事」など、本社と営業所で業種を分けて申請することはできますか？

A 2 本社と営業所で業種を分けての申請はできません。

Q 3 支店で申請する場合、営業所の代表であれば受任者になることができますか？

A 3 受任者に指定できる方は「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人」に限定しており、許可行政庁へ届出をしている使用人のみ登録することができます。

使用人については、「建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表」で確認します。

【6】問合せ先

〒329-1572

栃木県矢板市安沢 3622 番地 1

塩谷広域行政組合 総務課企画財政係

TEL 0287-48-2066